

○足立区プールの衛生管理に関する条例

昭和50年3月31日

条例第7号

足立区プール取締条例を公布する。

足立区プールの衛生管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)を除く。)をいう。

2 この条例において「小規模プール」とは、容量50立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設(プール及び公衆浴場を除く。)をいう。

3 この条例において「プール水」とは、公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいう。

(許可等)

第3条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール(以下「学校プール」という。)を経営しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第1項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

(1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

(3) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(4) 給水設備は、給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。

(5) 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。

(6) 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。

(7) 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。

(8) 救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。

(9) その他規則で定める事項

4 区長は、第1項の規定により許可をするに当たっては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付けることができる。

(地位の承継)

第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、相続人全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。

(措置の基準)

第4条 許可経営者及び第3条第2項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プールにおける公衆衛生及び安全の確保に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。
- (2) 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- (3) 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- (4) 感染症に罹り患している者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (5) 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- (6) その他規則で定める事項

(管理者の設置)

第5条 許可経営者は、前条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(小規模プールの管理)

第5条の2 小規模プールを経営する者は、当該施設を第3条第3項各号に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、第4条各号及び前条に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第4条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用停止及び措置命令)

第7条 区長は、第3条第1項の規定による許可に係る施設が、同条第3項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第4条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プールの使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは、安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第8条 区長は、許可経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第4項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者
- (2) 第7条の規定による命令に違反した者

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第2項の規定に違反して学校プールを経営した者
- (2) 第4条の規定に違反した者
- (3) 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第12条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水泳場及びプール取締条例(昭和24年東京都条例第55号。以下「都条例」という。)によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可(都条例による許可の有効期間中に限る。)又は許可申請とみなす。

付 則(中間省略)

付 則(平成19年12月26日条例第63号)

この条例は、公布日から施行する。

○足立区プールの衛生管理に関する条例施行規則

昭和50年4月1日

規則第17号

足立区プール取締条例施行規則を公布する。

足立区プールの衛生管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区プールの衛生管理に関する条例(昭和50年足立区条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第3条 条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

(許可の申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営許可申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) プールの名称
- (3) プールの所在地
- (4) 施設の構造設備の概要
- (5) 開場の期間及び時間
- (6) 管理者の氏名

2 条例第3条第2項の規定により届出をしようとする者は、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載したプール経営届(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(相続による承継の届出)

第5条 条例第3条の2第2項の規定により相続によるプールの許可経営者の地位の承継の届出(以下「承継の届出」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継届(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所、生年月日及び被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 相続開始の年月日
- (4) プールの名称及び所在地

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可経営者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(合併による承継の届出)

第6条 条例第3条の2第2項の規定により合併による承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継届(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、事務所所在地及び代表者氏名
- (2) 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名
- (3) 合併の年月日
- (4) プールの名称及び所在地

2 前項の届出には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(分割による承継の届出)

第7条 条例第3条の2第2項の規定により分割による承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したプール経営承継届(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、事務所所在地及び代表者氏名
- (2) 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名
- (3) 分割の年月日
- (4) プールの名称及び所在地

2 前項の届出には、分割によりプールの許可経営者の地位を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(許可書の交付)

第8条 条例第3条第3項の規定により許可したときは、プール経営許可書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(変更等の届出)

第9条 許可経営者又は届出経営者は、第4条第1項の規定によるプール経営許可申請書又は同条第2項の規定によるプール経営届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、変更届(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 許可経営者又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするときは、再開届(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 許可経営者又は届出経営者は、プールを廃止したときは、廃止届(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第10条 条例第3条第3項第9号の規則で定める事項は、別表第1のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めたときは、この基準をしん酌することができる。

(措置の基準)

第11条 条例第4条第6号の規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

(身分を示す証明書)

第12条 条例第6条第2項の規定による身分を示す証明書は、別記第10号様式とする。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則(中間省略)

付 則(平成20年2月1日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に足立区プールの衛生管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条第1項の規定によりプールの経営の許可の申請がなされている施設に対する当該許可の基準は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、この規則の施行の日以後に当該許可を受けた施設は、この規則の施行の日から1年以内にこの規則による改正後の足立区プールの衛生管理に関する条例施行規則別表第1の規定に適合したものとしなければならない。

4 この規則の施行の際、現に条例第3条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、この規則の施行の日以後に当該許可を受けた施設の許可経営者並びに現に条例第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出をしている施設の届出経営者は、この規則の施行の日から1年以内にこの規則による改正後の足立区プールの衛生管理に関する条例施行規則別表第2の規定に適合したものとしなければならない。

別表第1(第10条関係)

- 1 プールサイドは、水泳者数に応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さを有すること。
- 2 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。
- 3 新規補給水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
- 4 循環のための配管経路上に塩素剤、塩素又は二酸化塩素(以下「塩素剤等」という。)を連続して注入する装置を設けること。
- 5 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
- 6 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。
- 7 循環水吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。
- 8 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
- 9 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は、容易に清掃、消毒を行うことができる構造とすること。
- 10 水泳前の水泳者の全身を清浄にし、プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽(以下「足洗い場等」という。)並びにシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。なお、

当該シャワーが、温水を使用するなど、洗浄水の温度を適温とし、かつ、洗浄水を常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳前の水泳者が必ず全身を洗浄できるものである場合には、足洗い場等の設置を省略することができる。

- 11 水泳後又は水浴後に身体を清浄にするための温水シャワーを適正な位置に設置すること。
- 12 水泳者50人当たり1個の洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者50人当たり1個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者50人当たり1個の洗眼水栓を備え付けた洗眼所を、利用に適する場所に設置すること。
- 13 便所には、男子用として60人に1個、女子用として40人に1個の割合の便器を設け、男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設けること。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は、不浸透性材料を用いること。
- 14 プール水用の給水設備は、シャワー等に使用した水を再利用しない構造とすること。
- 15 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
- 16 監視所は、プール全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、1の監視所でプール全体を見渡すことができない場合にあっては、監視所を複数設けること。
- 17 緊急時に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。
- 18 屋内プール及び夜間使用する屋外プールは、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。
- 19 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。
- 20 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。
- 21 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、かき、さく等で区画すること。
- 22 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上、適切な構造のものであり、安全な場所に配置すること。
- 23 機械室は、施錠ができる構造とすること。
- 24 塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。

別表第2(第11条関係)

- 1 プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。
- 2 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
- 3 貯水槽には、落ち葉、じんかいその他の異物を停滞させないこと。
- 4 監視人を適当数配置すること。
- 5 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練等を行うこと。
- 6 救命器具は、常時使用できる状態にしておくこと。
- 7 水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。

- 8 他人に危害を及ぼし、又はプールの衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
- 9 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。
- 10 水位調節槽及び還水槽は、1年に1回以上の清掃及び適宜の点検を行うこと。
- 11 プール水については、次の基準を守ること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - ア 水素イオン濃度は、PH値5.8から8.6まででなければならない。
 - イ 濁度は、2度を超えないこと。
 - ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラムを超えてはならない。
 - エ 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラム以下となるようにすること。
 - オ 大腸菌は、試料100ミリリットル中に検出されないこと。
 - カ 一般細菌は、試料1ミリリットル中200CFUを超えないこと。
 - キ 加温装置を設けて温水を利用する場合は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- 12 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時1回以上行い、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上行うこと。また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レジオネラ属菌に関する検査を1年に1回以上行うこと。
- 13 水質検査及び構造設備の点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。
- 14 足洗い場等を設ける場合には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。
- 15 洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。
- 16 屋内プールは、換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。
- 17 屋内プールにあっては、空気中の二酸化炭素の含有率が0.15パーセント以下であること。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- 18 救護のために、2以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。
- 19 プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存しておくこと。
- 20 プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。
- 21 1の項、2の項、5の項、10の項、12の項及び17の項に規定する管理実施状況を、1年に1回、区長に報告すること。
- 22 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器上に薬剤の種類を明示すること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。